公告第４９号
令和５年８月３日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第３５２会計隊姫路派遣隊長　伊藤　実枝子

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

１　競争入札に付する事項
(1) 件　　名：使用済み車両売払
(2) 数　　量：別紙のとおり
(3) 規　　格：別紙のとおり
(4) 引渡場所：陸上自衛隊姫路駐屯地
(5) 引渡期限：代金納付の日から5日以内(令和5年9月7日(木)までに搬出)

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
(1) 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和４・５・６年度全省庁統一資格審査に登録している者で**「物品の買受け」近畿地区でＣ等級以上**の資格を有する者。又は、当該参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。
(4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
(5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
(6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
(7) **使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業」、「フロン類回収業」、「解体業」及び「破砕業」の４つの業種資格を全て有するもの又は「引取業」の資格を有し他の３業種を他業者に下請けさせる場合で、入札日前日までに下請負申請書を提出し、契約担当官の承認をうけたもの。**
(8) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
(9) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
(12) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
(13) 下請負承認申請書を提出する場合は、下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担等は下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなか場合は当該下請負を承認しない。電話等による確認期間は令和５年８月２３日（水）１６００までとする。

３　契約条項等を示す場所
入札資料等は、下記に示す期間、第３５２会計隊姫路派遣隊窓口において配布する。
令和５年８月３日(木)～令和５年８月２３日(水)（８月１４日～１８日及び土曜日曜祝日を除く0900～1600)

４　入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時
(1) 現場説明会　　：　　実施しない
※現物確認希望者については、下記の期間中に調整の上実施すること。
(調整先：第14項(10)の担当者　業務隊　兼田)
令和５年８月３日（木）～令和５年８月２３日（水）（８月１４日～１８日及び土曜日曜祝日を除く0900～1600)
なお、現場確認をしないで入札に参加する方は、ご本人の責任において現場確認時の質問・回答事項を確認の上、参加して頂くようお願いします。未確認の方が入札を行う場合、じ後、当該事項に起因する苦情の申し立てを行わないことを同意の上、参加してください。
(2) 入　　札
ア　場　　所　　：　　**陸上自衛隊姫路駐屯地第３５２会計隊姫路派遣隊入札室**
イ　日　　時　　：　　**令和５年８月２４日（木）１４時００分から**

５　保証金等に関する事項
(1) 入札保証金　　：　　免　　除
(2) 契約保証金　　：　　免　　除
(3) 違　約　金　　：ア　落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。
イ　車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

６　入札方法
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の１１０分の１００を記載すること。（**税抜き金額**）

７　入札の無効
(1) 第２項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
(2) 入札に関する条項に違反した入札
(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別し難い入札

８　契約書の作成
落札決定後遅滞なく作成する。
なお、契約書には、駐屯地用標準契約書「売払い物品の解体に関する特約条項」を付す。

９　落札の決定方式
総額決定（税抜き金額）
総額が当隊所定の予定価格以上で、最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10　売払代金の納付期限
令和５年９月７日（木）
(1)物品引渡しのときまでに納付しなければならない。
(2)納付は現金又は納入告知書による払込で、現金の場合は指定の時間までに会計隊事務室にて完了する。

11　所有権移転の時期
当該物件の引渡しが完了したとき。

12　物件の引渡し完了の時期
代金を納付した日から原則として５日以内、令和５年９月７日までとする。

13　貿易管理令に基づく輸出制限
当該売払車両の部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

14　その他
(1) 郵便による入札については、令和５年８月２３日（水）**１７時必着分**までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第３５２会計隊姫路派遣隊まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
(2) 電報・電話等による入札は認めません。
(3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
(4) 入札に参加する者は、**入札までに「資格決定通知書（写）」**及び**「引取業者登録通知書（写）」、第２項（７）に示す書類**及び**仕様書で示す書類を提出**し、参加の一報をすること（提出書類についてはＦＡＸ可）
(5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
(6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
(7) 搬出・積込等は買取者の責任において実施し、物品の引取に要する費用は買取者の負担とする。
(8) 落札業者は速やかに引き取りによる入門許可申請名簿及び現住所の記載がある公的証明書の写し（住民票、免許証パスポート等）を提出すること。
(9) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊姫路駐屯地第３５２会計隊姫路派遣隊窓口にて閲覧してください。
(10) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町１－７０
陸上自衛隊姫路駐屯地　第352会計隊姫路派遣隊　契約班　担当：砂坂
TEL　079-222-4001（内線347）　　FAX　079-222-4006(直通)
規格及び仕様及び現物確認に関する事項
陸上自衛隊姫路駐屯地　業務隊補給科　　担当：兼田
TEL　079-222-4001(内線654)

本公告は、陸上自衛隊姫路駐屯地　第352会計隊姫路派遣隊に掲示します。
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ　https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/　にも掲示している。

件名:使用済み車両売払　　別　紙

品　　名	型　式	単　位	数　量	備　考
１／２ｔトラック （７３式小型トラック）	三菱Ｖ１６ＢＢＲＳＦＡ	台	1	
１　１／２ｔトラック （７３式中型トラック）	トヨタＢＸＤ３０	台	1	
３　１／２ｔトラック （81式単距離地対空誘導弾射統装置用いすゞ）	いすゞＳＫＷ４８４	台	3	
１ｔ水タンクトレーラー	１，０００Ｌ ２輪、日本トレクス	台	1	
	以下余白			

材質別重量区分集計表

第3高射特科大隊
（単位：kg）

一連番号			鉄								銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未価値品	計	備考
			鋳鉄	H2	H3	H4	特級	1級	2級	級外	上	並	真鍮	鋳物							
1	1/2tトラック（指揮・連絡用） （平成14年度以降納入車） 01－9136		120.8	386.5	391.1	774.7						3.2			27.4	26.4	58	61.3	100.8	1950	
2	1　1/2tトラック （1 1/2t4×4BXD30トヨタ） 07－6254		599.2	684.5	1153	13.1					3.7	3.6	23.5		28.1	27.6	21	211	171.6	2940	
3	3　1/2tトラック （81式短距離地対空誘導弾射統装置用いすゞ） 04－2059		1685	2270	2834	49					31	1		5	99	31	28	532	465	8030	
4	3　1/2tトラック （81式短距離地対空誘導弾発射装置用いすゞ） 04－2617		1685	2272	2864	49					31	1		5	99	31	28	532	523	8120	
5	3　1/2tトラック （81式短距離地対空誘導弾発射装置用いすゞ） 04－2618		1685	2272	2864	49					31	1		5	99	31	28	532	523	8120	
6	1t水タンクトレーラ1，000L （2輪、日本トレクス） 68－7604		70				735	25					5					95	20	950	

調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">使用済車両売払い</td><td colspan="2">ＧＶ－Ｚ００１０１３Ｃ</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>平成３０年　６月１３日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td>令和　４年　７月１４日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給統制本部　火器車両部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下，“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

c)　**関連文書**

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）［陸幕４第２７５号（４４．１０．１）］

2　売払いに関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a)　契約の相手方は，“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“法律”という。）に基づき実施する。

b)　契約の相手方は，法律に示す４つの業種資格（引取業，フロン類回収業，解体業，破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち，他の３業種を他業者に下請けさせる場合は，入札開始前までに下請負承認申請書を提出し，承認を受けた者とする。

c)　売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は，調達要領指定書によって指定する。

2.2　引渡し

契約の相手方は，引渡し場所から解体・処分場まで搬送し，処分を行う。また，引渡しを受けた場合，受領書を提出する。

2.3　自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は，車両に添付された自動車リサイクル券について，法律に基づき，使用済自動車として手続きを行う。

2.4　転売の禁止事項

契約の相手方は，引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また，外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン，ボデーなどの外装部品及びフレームは，一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

2.5　引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は，引渡車両の解体・処分にあたっては，2.4で転売禁止とした車両のキャビン，ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から３か月以内に，法律に示す基準に従ったプレス，せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。また，引渡車両の解体・処分の確認のため車体番号ごとに破砕又は溶解後１５日以内に撮影した工程写真を添付する。なお，車台番号の断片確認が困難な場合は，必要に応じ官側の現地確認を受ける。

3　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

4.2　安全管理

売払い処分における作業は，安全管理に万全を期する。

4.3　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図**8による。
2	下請負承認申請書b)			入札開始前までに。	陸幕会第３１７号（２７．３．５）別冊第１「入札及び契約心得」別紙様式１６－１都道府県知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結までに。	－
4 c)	解体及び破砕（又は溶解）の工程写真			作業完了後１５日以内	車台番号ごと，作業前，解体後，粉砕（又は溶解）後に撮影する。 様式は，**図**1及び**図**2による。
5 c)	解体証明書				様式は，**図**3による。
6 c)	破砕（又は溶解）証明書				様式は，**図**4による。

注a)　提出先は，調達要領指定書によって指定する。

注b)　契約の相手方がフロン回収，解体，破砕の全てを実施する場合を除く。

注c)　2.4で転売禁止とした車両のキャビン，ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。

車台番号 （車番）	○○○○○○○ （○○－○○○○）
	キャビン・ボデー等外装部品
作業前	解体作業前の写真を添付（絵はイメージ） 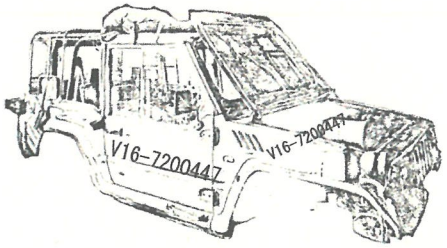 又は 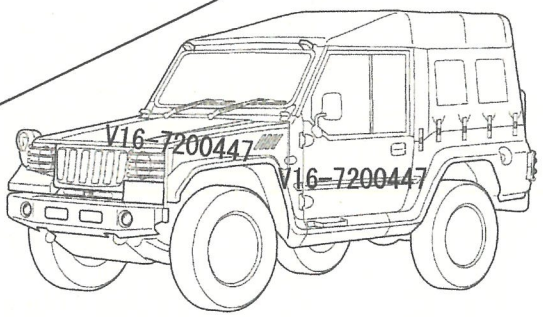
解体後	部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ） 車台番号を付したボンネット及びドアなどは単独で撮影する。 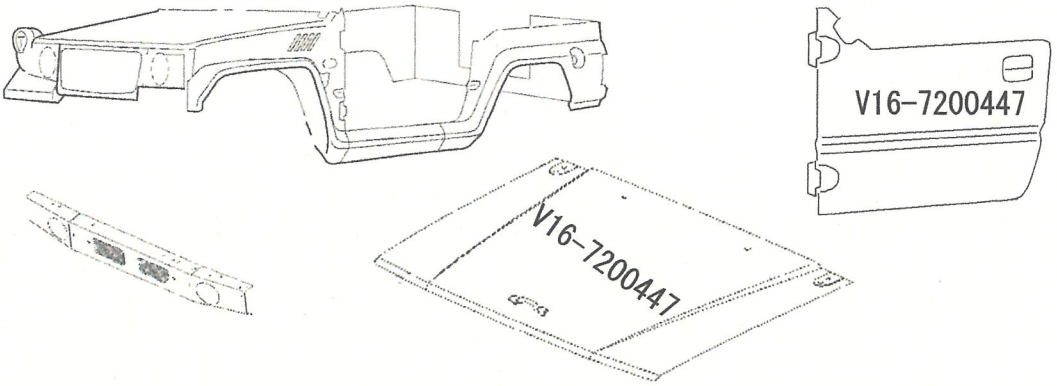
破砕又は 溶解後	破砕又は溶解した状態の写真を添付 絵は破砕（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破砕（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片が分かるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。 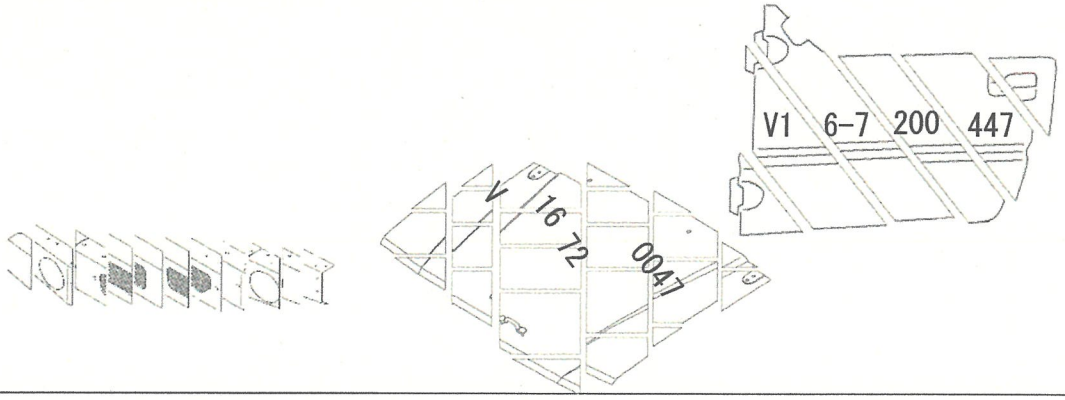

注記　ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図1－工程写真の様式

車台番号 （車番）	○○○○○○○ （○○－○○○○）
	フレーム
作業前	解体作業前の写真を添付（絵はイメージ） 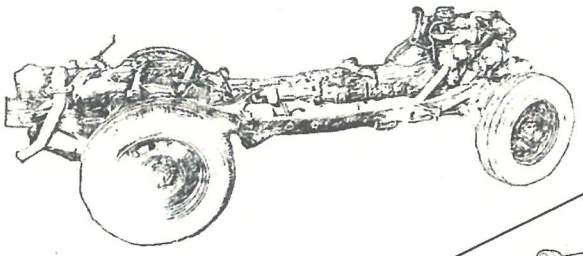 又は
解体後	部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ） 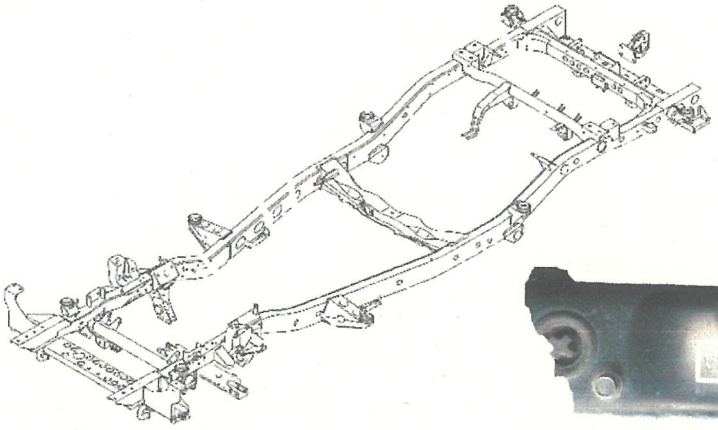
破砕又は 溶解後	破砕又は溶解した状態の写真を添付 絵は破砕（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破砕（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片がわかるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。 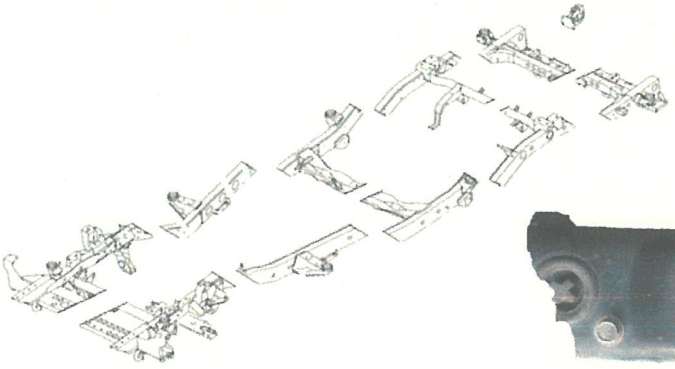 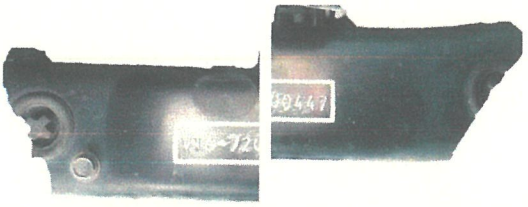

注記　ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図2－工程写真の様式

年　　月　　日

解　体　証　明　書

分任契約担当官
陸上自衛隊○○駐屯地
第○○会計隊長　○○○○

○○○○
代表者名　　印

契約番号○○○○の解体処分について，次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

1　解体実施会社名　　○○○○
2　処分品の名称及び数量
3　解 体 実 施 日　　年　　月　　日
4　部品等の転売　２．４の転売禁止事項に係る転売はありません
5　証明書提出立会者　○○補給処　○○部○○課　○○○○　印
6　現地確認実施者　　○○補給処　○○部○○課　○○○○　印

※　下請けに出した場合は，下請企業の証明書を添付
※　現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載
※　証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図3－解体証明書の様式

年　　月　　日

破　砕（溶　解）証　明　書

分任契約担当官
陸上自衛隊○○駐屯地
第○○会計隊長　○○○○

○○○○
代表者名　　印

契約番号○○○○の特定部位について，次のとおり破砕（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

1　溶解実施会社名　　○○○○
2　処分品の名称及び数量
3　溶 解 実 施 日　　年　　月　　日
4　部品等の転売　２．４の転売禁止事項に係る転売はありません
5　証明書提出立会者　○○補給処　○○部○○課　○○○○　印
6　現地確認実施者　　○○補給処　○○部○○課　○○○○　印

※　下請けに出した場合は，下請企業の証明書を添付
※　現地確認を受けた場合には、現地確認実施者を記載
※　証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図4－破砕（溶解）証明書の様式

入　札　書

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第３５２会計隊姫路派遣隊長　伊藤　実枝子　殿

￥

（上記金額には消費税相当額を含まない）

１　件　　名：　　使用済み車両売払
２　履行場所：　　陸上自衛隊姫路駐屯地
３　履行期限：　　代金納付の日から５日以内
　　（令和５年９月７日までに搬出）

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。
当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

令和５年８月２４日

住所・名称・代表者名

別紙

品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金額	備考
１／２ｔトラック（７３式小型トラック）	三菱Ｖ１６ＢＢＲＳＦＡ	台	1			
１　１／２ｔトラック（７３式中型トラック）	トヨタＢＸＤ３０	台	1			
３　１／２ｔトラック（81式単距離地対空誘導弾射統装置用いすゞ）	いすゞＳＫＷ４８４	台	3			
１ｔ水タンクトレーラー	１，０００Ｌ２輪、日本トレクス	台	1			
	以下余白					

※　上記金額には諸経費等、減額分を含まない。

諸経費の内訳

内　　容	金　　額	備　考
輸送費		
人件費		t車　　台使用
諸経費		

市 価 調 査 依 頼 書

業　者　各　位

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第３５２会計隊姫路派遣隊長　伊藤　実枝子

今回の車両屑ほかの売払についてお手数ですが、別紙品目について市場価格調査にご協力をお願い申し上げます。

※ 製品価格については実勢価格で算定し、**消費税を含まない価格**でお願い致します。

※ 提出の際は、別紙に金額を記入し、社判、社印を押印のうえ、ＦＡＸにて提出されますようお願い致します。

※ 市場価格調査書提出期限：令和５年８月２３日（月）１０時まで

※ 市場価格調査書提出先：　姫路市峰南町１－７０
陸上自衛隊姫路駐屯地　第３５２会計隊姫路派遣隊
契約担当：　砂坂
電　話　079-222-4001(内線347)
ＦＡＸ　079-222-4006（直通）

別紙第１

市価調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第３５２会計隊姫路派遣隊長　伊藤　実枝子　　殿

社名等

（単位：円）

品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金額	備考
１／２ｔトラック（７３式小型トラック）	三菱Ｖ１６ＢＢＲＳＦＡ	台	1			
１　１／２ｔトラック（７３式中型トラック）	トヨタＢＸＤ３０	台	1			
３　１／２ｔトラック（81式単距離地対空誘導弾射統装置用いすゞ）	いすゞＳＫＷ４８４	台	3			
１ｔ水タンクトレーラー	１，０００Ｌ ２輪、日本トレクス	台	1			
	以下余白					

※　上記金額には諸経費等、減額分を含まない。

諸経費の内訳

内　　容	金　　額	備考
輸送費		t車　台使用
人件費		人
諸経費		

別紙第２

市価調査書

１kgあたりの単価の記入をお願いします。（諸経費等は含みません。）

品　名	規　格	単　位	単　価	備　考
鉄	鋳物	kg		
	特級	kg		
	１級	kg		
	２級	kg		
	級外	kg		
銅	上	kg		
	並	kg		
真鍮	真鍮	kg		
	鋳物	kg		
アルミ		kg		
鉛		kg		
ステンレス		kg		
ガラス		kg		
ゴム		kg		
未価値品		kg		